

「ゆれにくい街鎌ヶ谷」ロゴマーク使用基準

制定 平成25年9月27日

改正 平成30年1月23日

1 趣旨

鎌ヶ谷市は、千葉県が作成した「ゆれやすさマップ」の中で、市内全域が都心に近い東葛・京葉地域内でも比較的「ゆれにくい」場所に位置していることから、これを表現するロゴマークを別紙1のとおり制定しました。

鎌ヶ谷市では、このロゴマークが広く活用されることで、市内外の多くの方に「住みたい」「住み続けたい」と思ってもらいたいと考え、個人・団体を問わず、ロゴマークを使用いただくために、必要な事項を定めるものです。

2 図柄等の使用方法

ロゴマークは別紙1のとおり使用することとし、縦のみ及び横のみ伸ばして使用することは禁止とします。

使用する色についても、別紙1のとおり使用することとします。

3 使用基準

「1 趣旨」に合致するもの、鎌ヶ谷市のイメージアップに役立つものに広く使用するものとします。

但し、次の(1)～(6)のいずれかに合致する場合には、使用を認めないこととするとともに、使用後に発覚した場合には、直ちに使用を取り消すこととします。

また、

- (1) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) ロゴマークのイメージを傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認している誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 申請者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益の活動を行う団体であるとき。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいるとき。
- (6) その他市長が使用について不適當であると認めるとき。

4 使用手続き

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別紙2のロゴマーク使用承認申請書に必要書類を添えて、市長に申請するものとします。

但し、次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 自治会、NPOその他の公共団体等が公益的な活動のために使用するとき。

- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が使用について適当であると認めるとき。

※市長は、提出された申請書に基づき審査を行い、その結果を別紙3のロゴマーク使用承認通知書により申請者へ通知します。

5 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とします。

6 使用に関する留意事項

使用承認を受けた者は、次の(1)～(3)に掲げる事項を遵守することとします。

- (1) 申請した内容のみに使用すること。
- (2) 必ず提供したデータを使用し、色・形状等を正しく使用すること。
- (3) 使用承認を受けて製作した物品等を使用開始前に提出すること。ただし、物品等の提出が困難である場合は、その色、形状等を確認できる写真の提出をもってこれに代えることができる。

7 苦情、損害賠償等について

使用者は、ロゴマークの使用に伴い、事故・苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じることとします。

また、発生した事故・苦情等について、市長はその責を負わないものとします。

8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定めます。
- (2) この基準は、平成30年1月23日から適用します。



鎌ヶ谷

住宅などの耐震性能を保証するものではありません。

別紙2

「ゆれにくい街鎌ヶ谷」ロゴマーク使用承認申請書

鎌ヶ谷市長

様

使用責任者	住所	
	団体名	
	代表者名	
	連絡先	

使用内容 ※可能な限り具体的に ご記入ください	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日

「ゆれにくい街鎌ヶ谷」ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

年 月 日付けで申請のあった「ゆれにくい街鎌ヶ谷」ロゴマークの使用について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

審査結果	承認 ・ 不承認
使用内容	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用承認の条件	
備考	